

「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令案」に対する日本貿易会意見

2025年6月27日
一般社団法人日本貿易会
物流委員会

2025年5月30日、改正物流効率化法における特定第一種/第二種荷主指定に係る判断基準となる基準重量の算定方法や定期報告書の書式などを取り纏めた「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令案」について、意見募集が開始された。物流委員会は、上記の命令案に対し、間値を明らかに超えている場合の重量計測の省略、定期報告における寄託契約の締結先との連携状況に関して取引規模（寄託量又は委託料）の上位5社の倉庫業者（法人単位）を明記することなど、商社業界として重要なポイントである点につき意見を取り纏め、6月27日に農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室に提出した。

	意見の該当箇所		意見の具体的内容	意見の理由
	頁数/行数	該当文章		
1	1頁/31行目 3頁/7行-8行目	●①令第6条第1項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 ●①令第7条第1項において準用する令第6条第1項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	企業における業務負荷削減の観点から、下記の2点につき、容認頂きたい。 ①自社規模から間値を明らかに超えている場合は重量計測することなく自ら特定荷主として届出る。 ②下記にて算定した貨物の重量が基準重量を超える場合は、当該重量を前年度の貨物の重量と見做す。 ●前年度の一定期間（例えば半年間）の貨物の重量を法合に基づく方法で算定し、その重量を1年間分に換算する。 ●前々年度の貨物の重量を法合に基づく方法で算定する。	前年度の貨物の重量を適確に算定するためには多大な業務量・時間を要する恐れがあるため、①重量計測することなく特定荷主として手を上げる、或いは②貨物の重量を概算することを容認頂きたい。一方で、特定荷主への指定を免れることがないという、②については、算定結果が基準重量を超える場合のみ、左記を容認頂きたい。
2	1頁/31行目	(1)令第6条第1項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	重量算定方法について、各方法の複合も可能とし、事業毎に採用した算定結果の積上げ(足し上げ)も容認する旨の記載を追加して頂きたい。 方法ク)がそれに当たるのであれば、よりクリアな表現に変更頂きたい。	同一法人内でも様々な事業形態があり、事業内容により適切な算定方法が存在するため。
3	2頁/5行-6行目	エ)対象貨物の運送に係る貨物自動車の最大積載量又は平均積載量に当該貨物自動車の台数を乗ずる方法	下記の2点につき、参照する資料を含めて明示して頂きたい。 ●「平均積載量」の定義。 ●底載便など積載率不明の場合、トラックの最大積載量に対してみなし平均積載率を乗じた重量計算の有無。	●「平均積載量」とは何に対する平均なのか分かりにくい。 ●省エネ法にて容認されているため、当該法合でも同様に容認されるのか確認したい。
4	2頁/7行目	オ)対象貨物の売上額又は仕入額を当該対象貨物の単位重量当たりの額で除する方法	「単位重量当たりの額」につき、参照する資料を含めて明示して頂きたい。	換算係数として、例えば、全国貨物純流動調査(物流センサス)付属資料の出荷前単位を利用すること等、解説書には記載があるが本命令案には記載がないので確認したい。
5	2頁/12行-14行目	キ)貨物の特性その他の事情によりア〜カに掲げる方法により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合にあっては、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法	「ア〜カに掲げる方法により対象貨物により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合にあっては」を削除し、荷主が自主的に(恣意性なく)適切と判断する手法を採用できる記述として頂きたい。	現状の記載では、荷主が算定方法としてより適切且つ合理的に算定できる方法がア〜カの手法以外にあると判断する場合でも、ア〜カの手法での算定が困難でない場合はこれらを優先して適用する必要があると解釈される。
6	3頁/10行-12行目	イ)第1条(1)ア〜オ及びキ・クに掲げる方法により委託貨物重量を算定した場合であって、当該委託貨物重量が受渡し貨物重量とおおむね一致する場合にあっては、委託貨物重量を受渡し貨物重量とみなす方法	他社である第一種荷主が算定した重量(委託貨物重量)を当該第二種荷主の受渡し重量とみなすことができると解釈するが、より明確化するべく、その旨(重量算定荷主が異なる旨)を明記して頂きたい。	同一荷主では、委託貨物重量＝受渡し貨物重量と算定することはできないが、現行記載では別荷主であることの明記がなく、混品を招く恐れがあるため。
7	3頁/13行-15行目	ウ)貨物の特性その他の事情によりアイ〜イに掲げる方法により受渡し貨物重量を算定することが困難であると認められる場合にあっては、当該受渡し貨物の重量を適確に算定できると認められる方法	「アイ〜イに掲げる方法により受渡し貨物重量を算定することが困難であると認められる場合にあっては」を削除し、荷主が自主的に(恣意性なく)適切と判断する手法を採用できる記述として頂きたい。	現状の記載では、荷主が算定方法としてより適切且つ合理的に算定できる方法がアイ〜イ以外にあると判断する場合でも、アイ〜イの手法での算定が困難でない場合はこれらを優先して適用する必要があると解釈される。
8	2頁/17行-25行目 3頁/18行-21行目	●(2)(1)の算定に当たっては、郵便物、信書便物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第3項に規定する信書便物をいう。第5条(2)において同じ。)、特別宅配貨物(重量が30キログラム以内の貨物であり、かつ、特別積合せ貨物運送(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をいう。第5条第2項において同じ。))又はこれに準ずる貨物の運送であつて、1の運送契約により1個の貨物を運送する方法により運送されるものをいう。当該貨物と同時を受渡しが行われる他の貨物との合計の重量が150キログラム未満のものに限る。)又は軽量の資材及び事務用品の重量を考慮しないことができる。 ●(2)(1)の算定に当たっては、郵便物、信書便物、宅配貨物(重量が30キログラム以内の貨物であり、かつ、特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送であつて、1の運送契約により1個の貨物を運送する方法により運送されるものをいう。又は軽量の資材及び事務用品の重量を考慮しないことができる。	郵便物等について考慮しない部分は重量算定のみであるが、荷待ち/荷役時間についても考慮しない旨を明記頂きたい。	郵便物等について、荷待ち/荷役時間についても同様に対象外とする旨を明記頂きたい。
9	定期報告書様式第5 (第10条関係)		定期報告における具体的措置、実施内容、寄託先との連携状況等について、主要な貨物・寄託先についての記載をすることを容認して頂きたい。	商社は取り扱う商品が多様多岐にわたり、業界も多くの業界に関与しているため、多様な業界・業態の取引があり、寄託先も膨大な件数となるので、全社の具体的措置について網羅的に記載することは困難である。商社業界の業界特性に鑑みて、実施措置等については規模感や改善効果に応じて濃淡をつけて報告することを容認頂きたい。
10	定期報告書様式第5 23頁 (特定第一種荷主/実効性の確保)	⑥運送役務の内容その他の事情に応じた価格の設定をすることその他の措置により、関係事業者が貨物の運送に関する費用を把握することができるようにすること。	この文章の中で記載されている「価格の設定」に関しては、取引される商品の価格を指しているという点で良いが明示して頂きたい。	例えば、注文日2日後配達なら1個1,000円、翌日配達なら1個1,500円などを示すことが運送役務の内容その他の事情に応じた「価格の設定」ということを示しているのか確認したい。
11	定期報告書様式第5 36頁 (V荷待ち時間等の状況等)	4 貨物に係る寄託契約等を締結した者が管理する施設における寄託契約の締結先との連携状況等について	記載対象の説明として、備考等に以下追記頂きたい。 「取引規模(寄託量又は委託料)の上位5社の倉庫業者(法人単位)＋書面で倉庫業者から改善提案・要望があった場合にはその倉庫との連携状況を記載」	32頁「荷待ち時間等の状況等」における対象施設には、「特定荷主自身が管理する全ての施設から、年間において取扱貨物の重量が大きい施設又は実態を把握すべき施設」の記載がある。 一方で、先般、経済産業省・国土交通省との協議の結果、寄託契約を締結している物流事業者が数百社あり、実際に貨物を寄託している施設数はその数倍に及ぶため、全ての施設の連携状況について記載することは、非常に負荷が掛かり非現実的であるという商社業界の特性をご理解頂き、寄託契約締結先については左記を記載することで容認頂いたが、様式案には反映されていないため。